

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について

1 概要

(1) 趣旨

- 現在、マイナンバーカードの更新等により、マイナ免許証保有者が新たなマイナンバーカードの発行を受ける場合、新たなマイナンバーカードには免許情報が記録されていないことから、改めて、運転免許センター等で免許情報の記録を受ける必要がある。
- このため、マイナンバーカード発行工場において免許情報の記録をできるよう改修作業を進めてきたところ、本年9月1日からの運用が可能となった。
- これにより、マイナ免許証保有者は、改めて運転免許センター等において記録を受けることなく、新たに発行を受けたマイナンバーカードをマイナ免許証として引き続き利用できるようになる。
- そのための措置に関する規定を道路交通法施行規則の一部を改正して整備することについて、意見公募手続を行うもの。

(2) 規定の概要

- マイナ免許証保有者に係るマイナンバーカードが新たに作成される場合に、都道府県公安委員会は、その者が有していたマイナ免許証に記録されていた免許情報記録を記録したものとする措置を講ずることができることとする。
- マイナ経歴証明書保有者に係るマイナンバーカードが新たに作成される場合に、都道府県公安委員会は、その者が有していたマイナ経歴証明書に記録されていた運転経歴情報を記録したものとする措置を講ずることができることとする。

2 意見公募の実施期間

令和7年7月11日（金）から令和7年8月9日（土）まで（30日間）

3 施行期日

令和7年9月1日（月）予定